

安曇野市国土強靱化地域計画（案）【概要版】

国土強靱化とは

国土強靱化基本法の趣旨やこれまでの自然災害の教訓から、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取り組みとして計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

第1章 国土強靱化地域計画策定の目的と位置付け

策定の目的

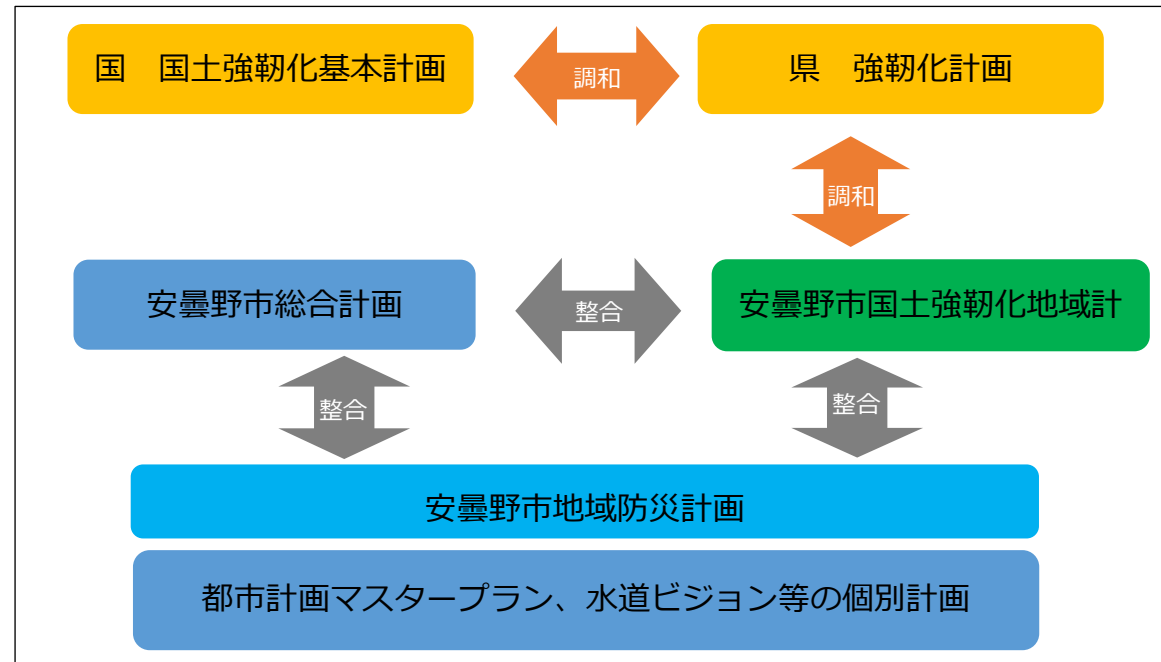
本市域並びに住民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的として、「安曇野市地域防災計画」を策定しており、発災前から発災後までのフェーズに応じた防災対策に取り組んでいます。

国においては、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施と国際競争力向上に資することを目的に、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」を策定し、取り組みが進められています。

そこで、本市においても、基本法の趣旨やこれまでの自然災害の教訓から、発災時の応急や復旧だけでなく、発災前からの社会経済システムの強靱化にも着目した「安曇野市国土強靱化地域計画」を策定するものです。

計画の位置付け

基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、同法第14条に基づき国の基本計画及び長野県強靱化計画と調和を保った計画です。また、安曇野市総合計画等との基本的な考え方の整合性が図られた計画とし、国土強靱化にかかる事項については、様々な個別分野での計画の指針とするものです。



(参考) 位置づけのイメージ

計画期間

令和4年度から令和9年度までの6年間とします。

ただし、社会情勢の変化や具体的な取り組みの進捗状況等を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

第2章 本市の地域特性

本市の「自然的・社会的特性」「気象災害」等について整理しました。

第3章 基本的な考え方

基本目標

国及び県の計画と調和を保ちつつ、大規模自然災害に備え「強さ」と「しなやかさ」を持った持続可能な地域づくりを実現するため、次の基本目標を設定しました。

いかなる災害が発生しようとも

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

事前に備えるべき目標

基本目標を基に、8つの事前に備えるべき目標を設定しました。

| |
|---|
| 1 直接死を最大限防ぐ |
| 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する |
| 3 必要不可欠な行政機能は確保する |
| 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する |
| 5 経済活動を機能不全に陥らせない |
| 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる |
| 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない |
| 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する |

対象とする災害（リスク）

本計画においては、大規模自然災害〔地震、風水害（台風、豪雨、洪水、土砂災害等）〕を対象とします。

第4章 脆弱性評価

基本目標や本市の地域特性などを踏まえ、国の基本計画を参考にし、本市が直面する恐れのある大規模自然災害に対応するために実施している、現行の取り組みの課題や今後の対応に関する評価を行いました。

評価の枠組みと手順

8つの「事前に備えるべき目標」の達成に向け、28の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、それらに対する本市が取り組む施策等について、状況の把握や現状の課題等を抽出しました。

第5章 具体的な取り組みの推進

施策分野

本市の各部課が所管する業務等を勘案し、国土強靱化に関する施策分野として、次の8つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定します。

【個別施策分野】

- (1) 行政・消防機能・防災教育等
- (2) 住宅・都市
- (3) 保健医療・福祉
- (4) 環境・エネルギー
- (5) 情報通信
- (6) 産業・農業
- (7) 交通・物流
- (8) 国土保全

【横断的分野】

- (1) リスクコミュニケーション
- (2) 人材育成

具体的な取り組み

本市における、28の「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、脆弱性評価の結果を踏まえ、重点的に実施する具体的な取り組みを施策分野ごとに整理しました。

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための具体的な取り組み

| 事前に備えるべき目標 | | 起きてはならない最悪の事態（28項目）【計画 別表1】 | 具体的な取り組み（一部抜粋）【計画 別表2】 |
|------------|---|--|---|
| 1 | 直接死を最大限防ぐ | ① 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 | 公共施設等の減災対策の推進、都市の不燃化の促進、住宅・建築物の耐震化 上下水道の供給・機能確保の推進、幹線道路網等の整備及び維持管理 消防・救急体制の確保、防災教育等の推進、農地・森林等の保全 河川等・水路の管理体制、土砂災害対策の強化、防災行動の普及啓発 安全な避難体制及び避難所生活環境の確保、避難行動の周知啓発 等 |
| | | ② 不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 | |
| | | ③ 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 | |
| | | ④ 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生 | |
| 2 | 救助・救護、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | ① 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 | 公共施設等の減災対策の推進、業務継続体制の強化、災害発生時の配備体制 安全な避難体制及び避難所生活環境の確保、消防・救急体制の確保 広域的な応援・受援体制の充実、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の早期確保 上下水道の供給・機能確保の推進、エネルギー供給の確保 避難者の健康管理、避難行動要支援者支援の充実 医療・福祉関係施設における災害対応体制の強化 D M A T や他自治体からの受援体制、感染予防・衛生環境の維持 災害廃棄物の処理体制の確保、災害ボランティアの充実 帰宅困難者対策、幹線道路網等の整備及び維持管理 等 |
| | | ② 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 | |
| | | ③ 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 | |
| | | ④ 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 | |
| | | ⑤ 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 | |
| | | ⑥ 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 | |
| | | ⑦ 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 | |
| 3 | 必要不可欠な行政機能は確保する | ① 市職員、施設等の被災による市役所機能の機能不全 | 公共施設等の減災対策の推進、業務継続体制の強化、災害発生時の配備体制 財務処理体制の確保、エネルギー供給の確保 等 |
| 4 | 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する | ① 災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 | 市民等への情報伝達手段の多様化、防災行政無線等の適正管理、 公共施設等の減災対策の推進、業務継続体制の強化、エネルギー供給の確保 |
| | | ② 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 | |
| 5 | 経済活動を機能不全に陥らせない | ① サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 | 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の早期確保、エネルギー供給の確保 企業等における事業継続体制の確立に向けた支援 等 |
| | | ② 食料等の安定供給の停滞 | |
| 6 | ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | ① 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）やプロパンガス供給、石油・L P ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 | 上下水道の供給・機能確保の推進、エネルギー供給の確保 企業等における事業継続体制の確立に向けた支援 幹線道路網等の整備及び維持管理、交通インフラの防災対策 都市型水害対策、土砂災害対策の強化 |
| | | ② 上水道等の長期間にわたる供給停止及び汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 | |
| | | ③ 交通インフラの長期間にわたる機能停止 | |
| 7 | 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない | ① 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 | 都市の不燃化の促進、住宅・建築物の耐震化、文化財施設等の保護 避難行動要支援者支援の充実、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の早期確保 防災行政無線等の適正管理、中小企業者・農林業者への復興支援の充実 市民等への情報伝達手段の多様化、農地・森林等の保全 農地・森林等の復旧対策、ため池の防災対策 幹線道路網等の整備及び維持管理、都市型水害対策、土砂災害対策の強化 避難行動の周知啓発、地域における防災意識の普及啓発 等 |
| | | ② 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物（暗渠）の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺 | |
| | | ③ ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生 | |
| | | ④ 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃被害の発生 | |
| | | ⑤ 農地・森林等の被害による国土の荒廃 | |
| 8 | 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | ① 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態 | 業務継続体制の強化、災害発生時の配備体制、財務処理体制の確保 文化財施設等の保護、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の早期確保 災害廃棄物の処理体制の確保、被災者支援対応人材の育成 災害ボランティアの充実、地域の研修の開催 |
| | | ② 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 | |
| | | ③ 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失 | |
| | | ④ 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 | |